

答 申 第 7 3 号
令和3年3月30日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会長職務代理者 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和2年9月25日付け青自然第309号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

鳥獣保護管理員名簿等についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった令和 2 年度鳥獣保護管理員名簿の一部を不開示としたことについて、なお不開示とすべきとしている「職業」欄、「生年月日（年齢）」欄、「住所」欄、「電話番号」欄及び「備考」欄の各記載内容部分は、不開示とすることが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 2 年 7 月 16 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、次に掲げる文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 鳥獣保護管理員の名簿
- (2) 狩猟更新講習時の講師の報酬
- (3) 上記管理員選任方法

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、令和 2 年度鳥獣保護管理員名簿、「令和 2 年度狩猟免許更新のための講習に係る講師に対する報償費について」と題する文書、青森県鳥獣保護管理員設置要綱及び令和 2 年度鳥獣保護管理員任用基準を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、令和 2 年度鳥獣保護管理員名簿のうち、個人の氏名、住所等に関する情報については条例第 7 条第 3 号に該当するとして、当該部分を不開示とする一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和 2 年 7 月 29 日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年8月28日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の一部を取り消し、不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分に係る行政文書一部開示決定通知書では、開示しない理由を「特定の個人を識別できるため」としている。特定の個人を識別できる理由はなぜなのか、理由に具体性がない。

別件の開示請求により開示を受けた令和2年度鳥獣保護管理員名簿（上北地域県民局管内）では、不開示とされた部分があり不満ではあるが、氏名は不開示とはされていない。同一の表題の行政文書で、実施機関が同一なのに、開示内容が違う理由は何か。

よって、本件処分は不当であり、不開示部分の開示を求める。

(2) 弁明書には、「「氏名（フリガナ）」欄を不開示とした部分は取り消し、その余の部分の請求は棄却する」との裁決を求める。」とある。

余の部分を除いた部分の理由は、「個人に関する情報として不開示とはしないこととされている」とある。

「個人の基本的な情報や、資格等の個人の社会生活に関する情報と判断し」とあるが、どうしてそのように判断したのか理由を具体的に記載していないし、個人とはいえない報酬等を得ている。

審査請求の趣旨及び理由に対して、何ら理解のできない言い訳に終始している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求に係る行政文書として特定した令和2年度鳥獣保護管理員名簿には、三八地域県民局管内の鳥獣保護管理員の氏名（フリガナ）、職業、生年月日（年齢）、住所、電話番号、所管区域、新・再任別、勤務開始時期及び備考欄（資格の有無）が記載されており、そのうち、氏名（フリガナ）、職業、生年月日（年齢）、住所、電話番号及び備考欄については、条例第7条第3号で規定する個人の基本的な情報や、資格等の個人の社会生活に関する情報と判断し、不開示としたものである。
- 2 なお、条例第7条第3号ただし書ハで、公務員等の職名、氏名及び職務遂行の内容については、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、当該公務員等の個人に関する情報として不開示とはしないこととされている。
また、令和2年度鳥獣保護管理員は、令和2年4月1日から施行した青森県鳥獣保護管理員設置要綱第3の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員となっている。
- 3 このため、本件処分において不開示とした部分について再検討した結果、令和2年度鳥獣保護管理員名簿にある氏名（フリガナ）については、不開示情報に該当しないことから開示するものと判断し、それ以外の職業、生年月日（年齢）、住所、電話番号及び備考欄については、条例第7条第3号の規定により不開示とする。

第5 審査会の判断理由

- 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

- 2 本件審査請求の対象となった行政文書について

- (1) 本件開示請求に係る行政文書のうち、本件審査請求の対象となったものは、令和2年度鳥獣保護管理員名簿（以下「本件対象文書」という。）である。
- (2) 本件対象文書は、三八地域県民局地域農林水産部に置かれる令和2年4月1日時点の鳥獣保護管理員10名の名簿であり、表題を除いた名簿部分は、「証票番号」、「氏名（フリガナ）」、「職業」、「生年月日（年齢）」、「住所」、「電話番号」、「管轄区域」、「新・再任別」、「勤務開始時期」及び「備考」の各欄により構成されている。

3 調査審議の対象について

- (1) 実施機関は、本件対象文書の名簿部分のうち、全ての鳥獣保護管理員に係る「氏名（フリガナ）」欄、「職業」欄、「生年月日（年齢）」欄、「住所」欄、「電話番号」欄及び「備考」欄の各記載内容部分を条例第7条第3号に該当するとして不開示としている。
- (2) 実施機関は、本件審査請求が行われた後、本件対象文書において不開示とした部分のうち、「氏名（フリガナ）」欄の記載内容部分については、条例第7条第3号に該当しないため開示することとするが、それ以外の部分、すなわち、「職業」欄、「生年月日（年齢）」欄、「住所」欄、「電話番号」欄及び「備考」欄の各記載内容部分（以下、これらの部分を併せて「不開示維持部分」という。）については、同条同号に該当するため、なお不開示とすべきとしている。

このため、当審査会は、不開示維持部分の条例第7条第3号該当性について検討する。

4 条例第7条第3号該当性について

(1) 条例第7条第3号の趣旨

ア 条例第7条第3号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めており、同号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとしている。

イ 条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書ロ）又は「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（中略）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）に該当する場合は、開示すると規定している。

(2) 条例第7条第3号本文該当性

ア 当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示維持部分には、1行ごとに鳥獣保護管理員に委嘱された者の職業、生年月日及び年齢、住所、連絡先電話番号並びにその保有する狩猟免許の種類等が記載されていると認められる。

イ 本件対象文書の名簿部分には、不開示維持部分の情報のほか、鳥獣保護管理員に委嘱された者の氏名等が記載されていることから、本件対象文書の名簿部分に記載されている情報は、不開示維持部分の情報を含め、1行ごとに鳥獣保護管理員に委嘱された者の当該個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(3) 条例第7条第3号ただし書該当性について

ア 条例第7条第3号ただし書イ該当性

関係する法令又は他の条例において、不開示維持部分に含まれる鳥獣保護管理員の住所や連絡先電話番号といった情報の公開を義務付けるような趣旨の規定は存在せず、また、ホームページや県報への掲載等の方法により、それらの情報が広く一般に公表されている事実は確認できない。

よって、不開示維持部分は、条例第7条第3号ただし書イには該当しない。

イ 条例第7条第3号ただし書ロ該当性

不開示維持部分が、条例第7条第3号ただし書ロに該当しないことは明らかである。

ウ 条例第7条第3号ただし書ハ該当性

鳥獣保護管理員は、会計年度任用職員として任用された地方公務員であるが、不開示維持部分の情報は、いずれも当該公務員の「職務の遂行に係る情報」であるとは認められないから、条例第7条第3号ただし書ハには該当しない。

(4) 部分開示の可否について

本件対象文書の名簿部分のうち、「氏名（フリガナ）」欄に記載されている鳥獣保護管理員に委嘱された者の氏名については、実施機関の判断により開示されることになる以上、不開示維持部分の情報は、いずれも特定の個人を識別することが可能であるため、条例第8条第2項による部分開示をすることはできない。

(5) 以上から、不開示維持部分は、条例第7条第3号に該当すると認められる。

5 結論

以上のおおりに、本件対象文書のうち、不開示維持部分は条例第7条第3号に該当し、不開示とすることが妥当であるので、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のおおりにある。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和2年9月25日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和2年10月7日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和2年10月30日	・審査請求人からの反論書を受理した。
令和2年12月18日 (第116回審査会)	・審査を行った。
令和3年1月22日 (第117回審査会)	・審査を行った。
令和3年2月16日 (第118回審査会)	・審査を行った。
令和3年3月18日 (第119回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部 准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長 (本件審査回避)
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

(令和3年3月30日現在)